

障害者政策委員会（第1回）議事録

○村木統括官 第1回「障害者政策委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会長の選出までの司会を務めさせていただきます、内閣府の政策統括官の村木でございます。よろしくお願いをいたします。

初めに、本日御参集いただきました委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

本委員会の委員の皆様の名簿は、資料1として皆様のお手元にお配りしております。この名簿に沿いまして、五十音順に順次御紹介をさせていただきます。

各委員からのごあいさつにつきましては、また後ほど改めて時間を取っておりますので、そのときをお願いしたいと存じます。

それでは、御紹介をさせていただきます。

まず、早稲田大学大学院法務研究科教授の浅倉むつ子委員です。

次に、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事の阿部一彦委員です。

静岡県立大学国際関係学部教授の石川准委員です。

財団法人全日本ろうあ連盟理事長の石野富志三郎委員です。

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代表理事の伊藤建雄委員です。

社会福祉法人ロザリオの聖母会海上療養所の上野秀樹委員です。

一般社団法人日本発達障害ネットワーク専門委員の氏田照子委員です。

日本経済団体連合会労働政策本部主幹の遠藤和夫委員です。

弁護士の大谷恭子委員です。

社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長の大濱眞委員です。

なお、特定非営利活動法人 DPI 日本会議事務局長の尾上浩二委員でございますが、今日は所用のために欠席でございます。

また、全国知事会（滋賀県知事）の嘉田由紀子委員も所用のため本日欠席でございます。

続きまして、国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長の勝又幸子委員です。

社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員の門川紳一郎委員です。

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長の川崎洋子委員です。

特定非営利活動法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長の北野誠一委員です。

全国市長会（三鷹市長）の清原慶子委員です。

日本福祉大学客員教授の後藤芳一委員です。

日本社会事業大学教授の佐藤久夫委員です。

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長の新谷友良委員です。

全国「精神病」者集団運営委員の関口明彦委員です。

なお、社会福祉法人日本盲人会連合会長の竹下義樹委員は、本日は所用のため御欠席です。

続きまして、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事の田中正博委員です。

なお、ピープルファースト北海道会長の土本秋夫委員は、本日所用のため御欠席です。

続きまして、日本労働組合総連合会総合政策局長の花井圭子委員です。

アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表の中西由起子委員です。

財団法人日本知的障害者福祉協会顧問の中原強委員です。

日本障害フォーラム幹事会議長の藤井克徳委員です。

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長の三浦貴子委員です。

大阪大学大学院高等司法研究科教授の棟居快行委員です。

以上、本日御欠席の委員4名を含めて30名の皆様に委員をお願いしております。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、野田内閣総理大臣からごあいさつをお願いいたします。

○野田総理大臣 政権交代後、障害者制度改革の推進は一貫して重要な政策課題として取り組んでまいりました。まだまだ道半ばではありますが、障害当事者の声に支えられて、この数年で改革は着実に進展をしてまいりました。

特に障害当事者の方々にも実際に議論に参加していただくという新たな検討スタイルが確立をいたしました。私たち抜きにして私たちのことを決めない。これは英語が書いてあるのですが、発音が悪いのですが聞いてください。「Nothing about us, without us」という当事者主権の基本理念を実践する画期的なものだと思います。

昨年の障害者基本法の改正も成果の1つでありました。本日スタートするこの政策委員会は、法律上の根拠を持つに至りました。障害当事者の方々にも引き続き議論に御参加いただきながら、着実に前進をさせていきたいと考えております。

当委員会の最初の課題は、新たな基本計画の策定であります。障害のある人もない人も、かけがえのない個人として尊重され、ともに支え合う共生社会の実現を掲げたいと思います。委員の皆様におかれましては、大所高所から議論を深め、1人でも多くの方にぬくもりを感じておられるような内容に是非仕上げてほしいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○村木統括官 本日は、総理に御出席をいただきましたが、これに加えて中川内閣府

特命担当大臣、後藤内閣府副大臣、園田内閣府大臣政務官に御出席をいただいております。

なお、恐縮ですが、総理は所用のため、ここで退室をさせていただきます。

(野田総理大臣退室)

○村木統括官 それでは、本日御参集いただきました委員の皆様方から、一言ずつごあいさつをいただきたく存じます。

先ほどと同様、五十音順に指名をさせていただきます。本委員会、30名の大所帯でございます。大変恐縮ですが、1分程度で簡潔にごあいさつをいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、浅倉委員からよろしく願いいたします。

○浅倉委員 浅倉むつ子と申します。

私は早稲田大学で法律を専攻しております。労働法とジェンダー法です。これまで、女性の雇用差別の問題を主として研究してまいりました。障害者については素人ですが、性差別の問題と非常に共通している部分がありますので、何とかいろいろと、知識のみならずアプローチの仕方なども学びながら、お役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○村木統括官 それでは、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会の理事の阿部一彦と申します。

私自身は仙台市の障害者福祉協会の会長を務めさせていただいています。日本身体障害者団体連合会は、多くの市町村に支部協会があります。そして、地域の生活ということの大切さということで、協力し合いながら連合会として取り組んでいるところです。そのようなことですので、皆さんからいろいろ教えていただきながら、それぞれ地域らしく生活していく方法ということについて日身連も取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○村木統括官 それでは、石川委員、よろしく願いいたします。

○石川委員 石川准と申します。

静岡県立大学の国際関係学部というところで教員をしております。全盲です。本業は社会学者をしております。また、10年少し前に障害学会の立ち上げに参加いたしました。全国視覚障害者情報提供施設協会の理事長をしております。オンラインの電子書籍配信を有資格の視覚障害者等の利用者に提供する法人です。

また、2年間ほど、文科省の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の委員をしておりました。外部からは特特委と呼ばれておりましたが、何も得をしないのに特特委というようなことですのでございますけれども、ちょうど今日、中教審の総会の方でその報告書が報告されまして、一仕事終わったというところでございます。

この委員会でもお世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、石野委員、よろしく願いいたします。

○石野委員 私は全日本ろうあ連盟の理事長をしております石野富志三郎と申します。長い名前なのですけれども、よろしく願いいたします。

私の職場は、滋賀県にあります県立聴覚障害者センターの所長をしております。センターの性格は法的には情報提供施設です。私は聴覚障害者の福祉に関しては詳しい方だと思っておりますが、聴覚障害者以外はいろいろ学ばせていただきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

2006年にアメリカで国連の障害者権利条約特別委員会を傍聴しました。その際、条約の条項に「手話が言語である」ということが盛り込まれまして、大変感激しました。日本でも今後とも頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体協議会の代表をしております伊藤と申します。

今年から難病も障害政策の仲間入りをさせていただきました。これは単に難病も入ったというだけではなくて、従来固定された障害を中心に進めてきた日本の障害者福祉政策の大きな転換であったと思っております。非常に画期的なことだと私自身も思っております。

また、最近の難病に関するさまざまな治療の研究あるいは細部の研究が、従来治らないと思われていた障害についても治療の可能性を大きく切り開いております。そういう意味で今回から私どもを入れていただいたことは、福祉の面でも治療の面でも医学の面でも大きな転換期になるであろうということを期待して今後活動を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、上野委員、よろしく願いいたします。

○上野委員 海上療養所の上野と申します。

私は精神科医として20年間働いてまいりました。ここ数年は認知症の方に対する精神科医療に主に携わっています。この会議では是非精神障害に関して、また高齢に伴ういろいろな障害に関して皆様に教えていただきながらいろいろ議論できることを楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、氏田委員、お願いいたします。

○氏田委員 日本発達障害ネットワークの氏田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

日本発達障害ネットワークは、発達障害者支援法の制定を推進した5つの当事者団

体が発起団体となり 2005 年に設立された自閉症スペクトラムや LD、ADHD などの発達障害の人たちとご家族を支援する団体です。私自身も自閉症と知的障害を伴う息子がおります。先ほど野田首相からも「かけがえのない個人として尊重され、ともに支えあう共生社会の実現を！」というごあいさつを頂戴いたしましたが、私自身も、そんなにきれいに整理ができていたわけではないのですが、社会的自立、経済的自立、そして親からの自立という 3 つの自立を目指して息子を育ててきました。現在、地元横浜で息子や仲間たちの地域生活を支援していますが、障害のある仲間たちが 1 人の市民として心豊かに暮らしていかれるように、この委員会でも家族の立場から発言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 経団連から参りました遠藤和夫と申します。

労働政策本部に在籍いたしておりまして、雇用を担当しています。障害者は勿論のこと、若年者、高齢者も重要なテーマとしてお預かりしているところでございます。「障害者政策委員会」の重要な役割を十分認識いたしまして、障害者政策に取り組んでまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 大谷です。こんにちは。

肩書は弁護士だけなので何でここにいるのかなという感じはしないでもないのですが、とりあえず私は日弁連の人権擁護委員会の中にある障害者差別禁止法特別部会の委員でもありますので、そして事件としても特に教育、ともに学ぶということを実現するための教育裁判に関わらせていただきました。ですから、私とするとここにいる意味があるのは、共生社会の実現ということを障害者基本法の目的に入れましたので、共生社会の実現はともに学ぶことからということで、教育の立場から発言させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、大濱委員、お願いいたします。

○大濱委員 社団法人全国脊髄損傷者連合会の大濱です。よろしくお願いいたします。

私は社団法人の脊損連合会の 1 人として今日出させていただいているわけですが、私の役割としましては、私のように、また私以上に重度の障害があっても地域で暮らせるような枠組み、それをどうやってつくっていくのか。特に取り残されている課題として、重症心身の障害児（者）の話があります。やはりこの人たちもどうやって本当に地域に出していく方法があるのか、どうすればそういう形ができていくのか、そんなことが私に与えられた課題として今後一緒に皆さんと議論させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、勝又委員、お願いいたします。

○勝又委員 国立社会保障・人口問題研究所の情報調査分析部長をやっております勝又幸子と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの研究所は、厚生労働省の国立研究機関でございまして、将来推計人口、社会保障費用統計を軸といたしまして、さまざまな社会調査も行っております。私は個人的には社会保障費用統計の専門家として長いこと研究してまいりました。また、社会調査としましては、障害者の生活実態調査というものを国の研究費をいただいて実施いたしました。

この政策委員会の方では、やはり基本計画としてしっかり定めたものがどういうふうに行われているのかということモニタリングしていくことは非常に重要だと思っておりますので、どういうふうに行われているのかということ国統計において検証していくということに、特に力を入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、門川委員、お願いいたします。

○門川委員 社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員の門川紳一郎と申します。

私自身、盲ろう、つまり、聴覚と視覚の重複障害者で、2人の指点字通訳者とともに参加させていただいております。

全国盲ろう者協会は設立してから20年目になります。ほかの障害者団体に比べるとまだまだ若い団体ですが、今日は30人の委員の一人として、これから皆さんとともに障害者の政策、ひいては障害者が参加しやすい社会づくりを目指して、皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。

私自身、盲ろう者なので、盲ろう者についてはわかっているけれども、ほかの委員の皆さんの立場についても一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。

私どもの団体は、精神障害者の家族会の全国組織であります。精神障害者の問題は、少しずつは改善されてきておりますけれども、まだまだ課題が多く残されているのが現状であります。先ほど総理の言葉にもありました共生社会、なかなか私どもは偏見の社会の中で、家族も当事者も大変生きづらい思いをしております。是非ともこの政策委員会におきましては、本当に真なる共生社会をつくっていくようなものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、北野委員、お願いいたします。

○北野委員 北野誠一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3年前まで東洋大学という大学で障害者福祉論等を教えてまいりました。今は大阪に戻りまして、要介護5のパーキンソンの母親と統合失調症の弟の介助、支援をさせていただきながら、2人から教えられることが多くなっております。2年間、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 こんにちは。全国市長会、東京都三鷹市長の清原慶子でございます。

私は「障がい者制度改革推進会議」のメンバーとして、昨年の障害者基本法の改正等に貢献できたことを大変幸いに思います。障害者基本法には、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが理念として明記されています。そして、この「障害者政策委員会」は、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画の策定に参画する」ことを大きな責務としています。

さて、実際にこうした諸施策を実施する担い手は市町村であると認識しております。三鷹市でも、障害のある当事者の方の多くの御参画をいただいて、障害者地域自立支援協議会の取組みをしており、そのことを実感しています。また、基本法の第3条には、「地域社会における共生」について明記されています。また、ほとんどの条文の主語は、「国及び地方公共団体は」で始まりまして、それぞれの責務や努力義務が明記されています。この委員会で国の障害者施策に関して、とりわけ基本計画策定に貢献することは、実は都道府県や市町村の基本計画づくりに大きな影響を与えられます。全国市長会から推薦されました委員として、私はしっかりと地域に根差した、国及び地方公共団体にとりまして、実効性ある基本計画づくりに向けて参画し、実現していきたいと考えております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 後藤でございます。20年ほど福祉用具、バリアフリーなどに関わってまいりました。この場ではアクセシビリティなどの側面から発言させていただくかと思っております。

これまで障害福祉、高齢福祉ともに、福祉用具などは余り表の舞台にでることがありませんでした。機会が与えられまして大変感謝しております。

障害の「社会モデル」のもとでは、利用環境への要請は高くなります。福祉用具やバリアフリーの分野も、ここでご叱咤いただいて一層育っていくようになればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫と申します。

障害者福祉論を担当しております。この2年ほど「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会の方で骨格提言づくりのまとめの仕事をさせていただいていました。実は昨日、大分県に行って来ました。骨格提言を完全に実現するための大分フォーラムというもので200名の参加は大分県でも初めてとのことでした。今回の法律、総合支援法はかなり不十分なものになったけれども、骨格提言をきちんと実現していきましょうという地方の障害者の集まりでした。フロアから、実現するために私に何ができるでしょうかという精神障害の当事者の方からの質問がありまして、お仲間です。骨格提言の勉強会などを始めたらどうでしょうかということをお願いいたしました。

小宮山大臣も計画的、段階的に実施したいと何十回と言っていたので、それをどう実現するか、地方の声がすごく大事だということをお願いいたしました。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、新谷委員、お願いいたします。

○新谷委員 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の新谷です。

耳が聞こえませんのでパソコンの要約筆記と私のところだけ磁気ループという補聴援助システムを使って会議参加をしています。聴覚障害者の立場で、皆さんのキーワードになっていました共生社会の実現に向けて努力させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、関口委員、お願いいたします。

○関口委員 関口です。

私は1982年に強制入院をさせられまして、その後、入退院を繰り返して2002年2月22日に最終的な退院をしております。それから精神障害者運動に関わっているわけですが、幸いなことに、それ以前に市民運動などの経験がありましたので、医療観察法を許さない闘いとかそういうのに対して結構一生懸命うまくできたので、通ったということでは非常に残念ですが、そういう意味で、日本病院地域精神医学会の理事もしております。

全国「精神病」者集団のウェブサイトには制度改革推進会議になったときの抱負が載っております。つまり、私は交渉人として出てくるので、原理原則で戦うというよりは、どうしたら少しでもよくなるかという実を取るという立場でやっているということで、今回、政策委になったときもまた心新たに頑張りますというのがウェブサイトには載っております。

そのほかにも、例えばNPO法人全国精神障害者ネットワーク協議会の方から、貴重

な精神障害者の人権に関するアンケート調査などもいただいておりますので、そういうのも活用させていただくという許可を得ておりますので、そういうのも使って、すべての精神障害者のために働いていきたいと思っています。

以上です。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 全日本手をつなぐ育成会の常務理事の田中と申します。よろしくお願ひします。

当会は、知的障害者の当事者とその家族の構成による団体です。全国 22 万人の会員の方が市町村に属し、そして、県・政令指定都市 56 の枠組みで正会員という形で成り立つ組織になっております。

今回、一連の改正の中で基本法の改正と総合支援法の成立の過程において意思決定支援が位置づけられたことについて、会としては非常に高く評価しております。このことがコミュニケーションに難しさがある方への日常の暮らしに役立つような関わりを深めてまいりたいと思っております。

また、重症心身障害の方、肢体不自由の方、児童関係の団体からのこの委員会への参加がありませんでしたので、その方たちの関わりも視野に入れながら発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、中西委員、お願いいたします。

○中西委員 アジア・ディスアビリティ・インスティテートの中西由起子と申します。

アジアでの障害分野の国際協力を専門としておりましたが、最近ではアフリカの方にもその活動を伸ばしております。この中では当事者委員として、また唯一の女性障害者として発言していきたいと思ひます。また、私自身も夜間に呼吸器を使う障害者ですので、そのような重度障害者の自立生活の視点も討議の中に盛り込んで、何か私にできることがあったら、その人たちのためにもと考えております。よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

続きまして、中原委員、お願いいたします。

○中原委員 私は財団法人日本知的障害者福祉協会の顧問の中原でございます。

私たちの団体は、全国 5,000 を超える事業所、60 万を超える知的障害者の大多数の会員を抱える団体となっています。まず初めに、政策委員会の 30 人のメンバーに選出されたことを大変光栄に思っておりますし、また緊張しております。

さまざまに変わる制度の中で思うところはたくさんありますので、これから知的障害者の立場からさまざまな議論をさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、花井委員、お願いいたします。

○花井委員 連合の総合政策局長を務めております花井と申します。

私自身、3年前まで障害者雇用分科会の方の委員も務めさせていただきました。今回の今後の障害者施策の推進に当たりまして、本政策委員会の果たす役割は大変重要だと思いますし、責任も大きいと認識しております。私の立場からは、特に障害者雇用の促進などを通じまして、障害者の自立あるいは社会参加が進むよう努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 私は日本障害フォーラムの立場で参加させていただきました藤井と申します。

さきの推進会議の成果をやはり精一杯踏襲していきたいと思っています。大変財政が厳しい中で障害者問題というのをどれくらい社会から後押しをしてもらえるか、とてもこの委員会の役割は大きいと思うのです。私はこのメンバーで、勿論全体を考えていくのですが、障害分野で最も厳しいところ、これをいつも頭に置きながら議論を一緒にしていきたいと思っています。

私たちには幸いにして権利条約という大きな羅針盤があります。また、当事者参加ということも大事にしてもらっています。このことを胸に秘めながら、是非頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会の三浦と申します。

私たちの協議会は、常時介護と医療的ケアの必要な重度障害のある方々に、住まいと24時間のケアサービスを行う施設の協議会でございます。

全国に500ほどございまして、入居者、在宅障害者の方々へのサービスを行っております。これからの課題として、現在の課題でもありますが、各地域で福祉施設が具体的に何をできるかということと、ニーズに沿って利用者の尊厳を守り抜くケアを続けていくために必要な、サービス提供者の人材確保と養成などが大きな課題としてあります。

先般の大雨で被災した熊本が地元でございます。総理にも御来訪いただき感謝しております。熊本の方では、サービス事業所の運営と熊本大学で非常勤の講師を務めております。当事者団体の方々と地元で一緒に、差別をなくす条例をつくることができました。そのことが県の障害関係者にとって大きな励みになっております。コミュニティベースでもいろんなことを取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木統括官 ありがとうございます。

棟居委員、お願いいたします。

○棟居委員 棟居と申します。大阪大学で憲法を教えております。

従来、平等というものは理論としては扱ってきたのですが、障害者といった具体的なテーマで政策にまで踏み込んだ議論の場に身を置くというのは初めてでございまして、学びたい、また学ぶことばかりだと思っております。よろしく申し上げます。

○村木統括官 ありがとうございます。これで今日御参加の皆様方全員にごあいさついただきました。ありがとうございます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料が1～5までお手元に行っております。

資料1 障害者政策委員会委員名簿

資料2 障害者基本法（抜粋）及び障害者政策委員会令

資料3 障害者政策委員会運営規則（案）

資料4 差別禁止部会の設置について（案）

資料5 新たな障害者基本計画の在り方に関する検討の進め方（案）

以上、5種類の資料でございますが、もし過不足がございましたら、どうぞお知らせをください。また、資料のほかに参考資料として、

参考資料1 平成23年版 障害者白書

参考資料2 平成24年版 障害者白書

の各冊子をお配りしております。

後ほど御紹介をいたしますが、御欠席の土本委員から、本委員会の運営について御提言のファックスをいただいておりますので、併せて席上に配付しております。お手元に配付しておりますものは以上でございますが、大丈夫でございましょうか。

それぞれの委員の皆様方の辞令でございますが、封筒に入れさせていただいております。こちらの方も御確認をよろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、次に、本委員会の委員長の選出に移りたいと存じます。

障害者政策委員会令第2条第1項におきまして、政策委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するという規定になっております。委員の皆様方におかれましては、委員の選出をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

石野委員、お願いいたします。

○石野委員 全日本ろうあ連盟の石野です。

事務局の方からお話がありましたように委員長選出の互選ですが、自薦または他薦、いろいろな方法がございますが、私は他薦の考え方を取りたいと思っております。

今回、政策委員会はとても大切な会議の場です。今後の1年間を担っていただくと

ということになりますので、委員長の役割というものは3つほど考えられると思います。

1点目は、先ほどお話のありましたように、国連障害者の権利条約の批准に向けて進めなければならない立場であるということ。

2点目は、これまでの推進会議でいろいろな提言なども含めて議論を重ねてまとめてきたという経緯がありますので、これからもその成果を出していかなければならないという点。

3点目は、専門委員会を設ける、小委員会もあるということですが、専門委員会をどのような形でされるかわかりませんが、専門委員会も束ねなければならないということです。

この3点を考えますと、これまで推進会議のメンバーでもあり、議長代理を担ってこられた藤井克徳さんを推薦したいと思っております。よろしく願いいたします。

○村木統括官 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 今の石野委員のお申し出なのですが、私は結論から申しまして、辞したいと思っております。そういう気持ちも私自身はありませんし、またそういう力もないと思っております。ただし、石野委員ともども、やはり大事な「障害者政策委員会」でありますので、全力を挙げていくという気持ちも変わりませんし、今言ったように、せつかく39回も重ねてきたあの推進会議、やはり成果を踏襲していくという気持ちも変わりません。私はむしろ側面から懸命に頑張るということをお誓いして、改めて今のお申し出につきましては辞退したいと思います。

○村木統括官 ほかにどなたか委員から御意見ございますか。

北野委員、お願いいたします。

○北野委員 「障がい者制度改革推進会議」の北野と申します。

私の方からは、石川准さんを推薦、推挙させていただきます。根拠は5点ございます。

1つ目は、新しくできる「障害者政策委員会」というのは、元の「障がい者制度改革推進会議」と「中央障害者政策推進協議会」が1つになって、今後の我が国の障害者福祉政策の方向性を定めていくという非常に大切な委員会であると思います。

「障がい者制度改革推進会議」の小川議長は今回退任をされておられまして、「中央障害政策推進協議会」の委員長の石川さんは今回留任されておられますので、今回の政策委員会の委員長の資格を石川さんは一番持ってらっしゃるとというのが1つ目の理由であります。

2つ目は、石川さんというのは、人生の途中で障害を持たれた方でありまして、勿論、れっきとした障害者御本人ですし、健常者のことも非常に理解が深いということでありまして、国連の障害者の権利条約の「Nothing about us, without us」というスローガンにふさわしい理念を持ってらっしゃると確信をいたしております。

3つ目は、私はもともとこれでも研究者の端くれなのでありますけれども、石川さんは研究者としての業績というのはなかなかのものでございまして、我が国の障害学等の中心メンバーを担っておられます。私も好きな本で『存在証明の社会学』であるとか、あるいは『見えないものと見えるもの』といった本はなかなか勉強になる本でありまして、読む価値のある高い本でございまして。

つまり、論理性と他者の意見を聞くことに非常に秀でた方でありまして、委員長に十分耐え得る方だと認識しております。

4番目は、情報・アクセシビリティの分野での功績です。この分野におきましての日本の第一人者でありまして、この分野についての功績も非常に高いものがあります。アメリカのADAであるとか、リハビリテーション法508条等のことについても精通されておられまして、今後、我が国の情報保障の観点からも得難い人物であると理解しております。

最後に、5番ですけれども、石川さんは視覚障害者ではありませんけれども、視覚障害者の問題だけではなくて、障害者問題全般あるいは障害者を含む社会一般の問題について非常に精通しておられる、深い視点を持っていらっしゃる。ですから、特定の障害分野や特定の考え方にとらわれることなく、日本の施策全体を考えることのできる、それにふさわしい方であると私は認識いたしております。

以上のことから、石川准さんを心より推挙させていただきます。

以上です。

○村木統括官 どなたかほかの委員の方から。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員 事態をよく理解できないまま進行しているかもしれませんが、私とすると、藤井委員の辞退の理由がよく理解できなかったのです。何はともあれ私は推進会議の継承を第一に考えていただきたいと強く願っております。

推進会議で2年余の実績を積み重ねた上で、この政策委員会ができ上がっていると思います。勿論、石川委員に不足があるということではないのですけれども、私は今の時点で藤井委員が辞退したということ、固辞するという点に関して明確な説得力ある発言に受け止められなかったものですから、これは決まったこととして言うておられるのかよく理解しないままもし発言しているとしたら失礼なことだったかもしれませんが、すごく名会長だったと思っているし、名司会だったと思っているし、私は藤井委員の推進会議での活躍なくしてはあの2年間はなかったかなというぐらいに思っているのです、是非ここはお受けいただきたいなと思っております。

ちょっとよけいなことだったらごめんなさい。藤井さん、もう一回だけ教えていただけませんか。

○村木統括官 御要請がありましたので、藤井委員、もう一回御発言をお願いいたします。

○藤井委員 大変よけいな発言だと思うのですけれども、私は何が何でも辞退したいと思っています。といいますか、私自身もいろんな角度から物を見ていきたいし、むしろ今、石川さんという名前が挙がりましたので、石川さんだったらやはり私を凌駕して頑張っていただけし、むしろ今日ここにいる方たち含めて力を合わせていくことが大事であって、私自身は当事者でもあるのだけれども、当事者団体、特に JDF などにはいろんな研究者あるいは自治体の代表の方と組むのだけれども、いろんな局面はあるかもわかりませんが、むしろ側面から意見を言う方がより発展的な流れができ上がってくるのではないかと。そんなことで特にこれという説得力があるかどうかは別として、心からそう思っていますので、重ねて私は辞退を言わせていただきます。

○村木統括官 藤井委員を推す声、藤井委員から2度にわたって固辞をされるという御発言がございました。石川委員を委員長にと推す声がございます。併せて、私の手元に、今日御欠席の竹下委員から、石川先生を委員長にという御推薦の御意見が届いております。そういう状況でございますが、いかがでございましょうか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 北野委員から大変過分な御評価をいただきましてありがとうございます。ただ、藤井委員が固辞される委員長の重責を私が担えるとは到底思えないというのが正直な気持ちです。推進会議でのこれまでの議論の積み上げを熟知されていらっしゃる藤井委員が委員長をなさるのが当然ではないかと考えております。

私、この2年間は特別支援教育に関わる委員会で宮崎委員長を補佐するということが仕事をしておりました。宮崎先生のリーダーシップと宮崎先生の各委員の信頼は絶大なものがあって、それでもって推進会議から見ると100点満点とは言えないかもしれないけれども、私たちなりに精一杯の報告ができたと考えております。

宮崎委員長のまねは私はできないと2年間ずっと思っておりましたし、また藤井委員の推進会議におけるリーダーシップについても同様にリスペクトしておりまして、私も藤井委員にお引き受けいただくのがよろしいと考えます。

○村木統括官 棟居委員、お願いいたします。

○棟居委員 あえて石川委員にお願いできればと個人的に思います。

と申しますのは、私は「障がい者制度改革推進会議」の下に置かれました差別禁止部会で部会長を拝命してまいりました。そこで感じましたことは、これは研究者だから司会ができるのだなということでもあります。つまり、あえてたとえば、サッカーでいうと審判の役割を司会はやるべきでありまして、これは決して石川委員にあなたはしゃべってはいけないと申し上げているつもりはないのだけれども、それよりも先ほども1分という制約を守った方は恐らく私だけなのです。それぐらい大勢の方がいろんな意見をおっしゃる、その場を上手にコントロールしていくという、石川委員はいろんな顔をお持ちだけれども、まずは研究者として割り切ってお引き受けいただければいいのではないかと研究者の端くれとして思います。どうもよけいなことを申し

上げました。

○村木統括官 ありがとうございます。

委員長の選任の入口のところずっと議論をやっております。中身に入れませんが、是非ここで各委員にお決めいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。委員長選任をすれば、その委員長は副委員長を選任して自分の補佐をするということも決めることもできるわけでございますので是非。今、お二人しかお前が挙がっておりませんので、どちらかに御決断をいただきたいと思いますが、ほかにお二人、決断を促す御発言がほかの委員からあるようでございますたら是非お願いしたいと思えます。

清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

1分を守らなかった立場でございまして心苦しいのでございますが、私も前職、大学研究者でございまして、この間、石川准先生と文部科学省の特別支援教育の在り方に関する検討会で、石川先生が障害者施策推進協議会の会長役もお務めになった立場から、非常に謙虚に座長を補佐するお役割をやってこられました。

藤井さんも石川さんも大変謙虚でいらして、私はそれは尊いことだと思うのですが、藤井さんは恐らくは今度は「障害者政策委員会」で積極的に御自身の御意見を披瀝されたいのではないかと思いますし、そのことが全体のいろいろな進行の中で実効性のあるものになるということを私自身は期待しております。

したがって、石川先生も謙虚にされているのでございますが、そこは棟居先生もおっしゃいましたように、研究者としてのバランス感覚と多様な意見を出しやすい雰囲気づくりをこれまでもされてきた数々の御経験の中からお引き受けいただければありがたいと思えます。どうぞ御決断をよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○村木統括官 ありがとうございます。人気投票をするわけではありませんので。石川先生を推すお声が何人かから挙がっております。今までの会議との連続性というのは、この会議全員、あるいは事務局がしっかりとサポートをしていくことでございます。また、委員長には委員長代理を指名していただくということでサポート役をしっかりと付けるということで事務局もしっかりサポートしたいと思えますが、この辺りで委員長をそろそろ決めていただきたいと存じます。

石川先生、お引き受けをいただくことはできませんでしょうか。（拍手）

それでは、石川先生に委員をお引き受けいただきたいと存じます。早速でございますが、委員長席の方に移っていただきまして、今後の議事運営につきましては委員長をお願いしたいと存じます。

（石川委員、委員長席へ移動）

○石川委員長 それでは、力及びませんけれども、精一杯委員長の重責を務めさせていただきますので、くれぐれも皆様方の御協力、御指導をいただきたいと改めてお願い申し上げます。

一言だけごあいさつさせていただきたいと思っておりますけれども、障害者の権利条約の批准国、今日の時点で 117 か国に達しております。締約国会議ももう既に第 5 回まで進んでおりまして、日本は特に先進国の中では数少ない未批准国となっております。国際社会、国連におきます障害者の基本的な人権、自立と社会参加に関わる枠組み、戦略に関する会議でまだ締約国でないために参加できない、蚊帳の外にあるという現状でございますので、一刻も早く批准のための国内法の整備等の条件を整えて締約国の仲間入りをする機が熟していると思っております。

また、本委員会は当事者が能動的に政策策定及び評価過程に参加するという画期的な委員会でございます。その分だけ、一層責任は重いと感じております。どうぞ頼りない委員長になる可能性が高いですけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

早速ですが、議事次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、委員長代理の指名というのがございます。委員会令の 2 条 3 項に委員長代理を置くことが定められておりますが、余りにも急な指名でございます。今、この場でというのは困難でございます。時間を少しいただきまして、後ほど事務局より数日お時間をいただいて御報告させていただくということで御承認いただけますでしょうか。

(拍手)

○石川委員長 ありがとうございます。それでは、次に、この委員会の法的な位置づけですとか、任務等につきまして事務局から改めて説明をお願いしたいと思います。

○東室長 担当室の東でございます。私の方から簡単に御説明申し上げます。

資料 2 をお開けいただけませんか。本委員会は昨年 7 月に成立しました障害者基本法の一部改正によってできたものであります。御承知のとおり、従来、内閣府に置かれておりました「中央障害者施策推進協議会」と「障がい者制度改革推進会議」を発展的に改組したものであるということになります。

資料 2 の障害者基本法の抜粋であります。本委員会の基本的な任務は 32 条 2 項、一、二、三ということで書いております。

まず、第 1 に、一号は条文を引っ張っておりますので見にくいのですが、上の 11 条と併せて読みますと、内閣総理大臣が障害者基本計画を策定または変更するにあたり意見を述べるといったことが基本的な役目になっております。

また、二号に関しましては、今述べましたことに関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣または関係大臣に対して意見を述べることができるという

ことになっております。

続きまして、三号につきましては、障害者基本計画の実施状況を監視して、必要があると認めるときには、内閣総理大臣または内閣総理大臣を通じて関係大臣に勧告をするといったことが書いてあります。これらが基本的な役目であります。

委員は障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する事業者並びに学識経験のある者から30名で任命されているということになります。

任期等につきましては、ページを開いていただきまして、障害者政策委員会令の1条にあります2年ということになっております。

また、専門の事項を調査させるために必要があるときは、別途専門委員を置くといった規定も3条に書いてあります。

なお、4条に幹事という項目があります。これは委員及び専門委員を補佐するために関係行政機関の職員を委員会の幹事として任命しているものであります。幹事は必要に応じて委員会に出席し、適宜関係行政機関の個別政策に関する説明とか技術的補足を行うものと想定しておるところです。

この政策委員会の発足によりまして、「障がい者制度改革推進会議」は一旦役目が終わるということになりますので、私どもの担当室も今後、障害者制度改革担当室ということで「推進会議」という名前が外れて、変わりますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。今の事務局からの説明について御質問があればお願いいたします。特にないようでしたら、それでは、委員会の運営規則について事務局で原案を用意していただいているので、それを御説明ください。

○東室長 東でございます。

資料3をお開けください。「障害者政策委員会運営規則(案)」とあります。これについて簡単に御説明いたします。

第1条は委員会の招集に関してであります。具体的に申しますと、本委員会は委員長が招集し、その際は、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員等に通知する旨を規定しております。

また、委員長は委員等が会議に出席できない場合であらかじめ申し出があったときには、代理の出席を認めることができるといった規定になっております。

第2条は会議の公開についてであります。原則公開となっておりますけれども、公開によって著しい支障がある場合など正当な理由がある場合には非公開とすることもできるといった規定があります。

また、2項は推進会議での会議のやり方を反映しております。会議においては、振り仮名つき資料及び点字資料の作成、手話通訳、要約筆記、電子媒体による資料提供、その他の適切な情報保障を行うといった規定になっております。

第3条は議事録の公開についてであります。本委員会の議事録等配付資料は公開とするのを原則とします。ただし、公開することにより審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合など正当理由がある場合には、全部または一部については非公開とするといった規定であります。

4条は障害者基本法に基づく行政機関への協力等の依頼は委員長が行うといったことを規定しております。

更に第5条につきましては、専門的かつ詳細な検討が必要なときには、委員長が政策委員会に諮って、部会等の下部機関を設置することができるといった規定になっております。

部会等に属すべき委員や部会長等は委員長が指名するといったことも規定してあります。

6条はその他必要なことは委員長が定めるといった規定であります。

以上が概略であります。

○石川委員長 ありがとうございます。以上、事務局から説明がありました運営規則（案）につきまして御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

石野委員、どうぞ。

○石野委員 石野です。

質問があります。事務局からただいま御説明いただきましたが、運営規則の中で第1条にあります4項、代理者の出席を認めることができると載っていますが、この政策委員は30人おりますね。その中で例えば弁護士の先生あるいは大学の先生も5～6人いらっしゃるかと思えます。その場合、代理出席が認められるか、ちょっと釈然としません。例えば私の場合には全日本ろうあ連盟の理事長です。もし急病等あってやむを得ない場合には代理をお願いする必要があるかと思えますが、大学の先生のような個人の立場の場合等はどういうふうになるのか、ここがわからないので御説明をお願いいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。ごもっともな質問だと思いますので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○東室長 担当室の東であります。

委員の皆様方は基本的には個人として参加していただいているといったことが原則的な認識ではありますが、障害者の団体を代表して来ていただいているところも多いかと思えます。そういった組織的なところであれば、個人が参加できなくても団体としての意見を述べられる方を代理人として臨時的に出していただくといったことはあり得る話かなといったことでできた案でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

石野委員、いかがでしょうか。

○石野委員 石野です。

ただいまの説明ではわかったようなわからないような、もう少し具体的にお話しただけですか。

○石川委員長 事務局の方で補足可能でしょうか。

○東室長 具体的な場合につきましては、その時々申し入れをいただければ対応したいと思います。ここに書いてあるのはあくまでも全員について公平に書いてありますので、個人の方につきましてもやむを得ないといったような場合には委員長の方でしかるべき判断があるかと思っていますところでは。

○石川委員長 確認ですけれども、代理者は発言権を有するという点でよろしいでしょうか。また、議決権についてはいかがでしょうか。

○東室長 委任された範囲の中で代理人が自由に話せるといったことが法的な意味での代理人ではありますが、政策委員会では、基本的にはやはり本人の意見を代弁してもらうといったことが妥当かと思っていますところであり。

議決権につきましても同じで、本人がどう判断したのかをこの場で伝えていただくといったことがいいのかなとは思っていますところでは。

以上です。

○石川委員長 議決権もあるという解釈ということでもよろしいわけですね。事務局からの説明は以上でございますけれども、委員各位の御意見、御承認いただけますでしょうか。

関口委員、お願いします。

○関口委員 関口でございます。

別件ですけれども、幹事というのは内閣総理大臣が決めることになっているらしいですけれども、どなたかということがもしわかっているのならば教えていただきたいなと思います。

○石川委員長 幹事について御説明をお願いします。

○東室長 現在、手元に名簿がありませんので、後ほど委員の皆様には送らせていただきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

○石川委員長 関口委員、よろしいでしょうか。

○関口委員 名簿というと複数人ということなのでしょう。

○東室長 関係省庁と書いてありますので、さまざまな省庁がありますので、当然複数になります。

○石川委員長 各省庁から1人ずつ幹事という御説明だと思います。

○東室長 複数の場合もあるかと思っています。

○石川委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今、出ていました2つの御質問、もっともだなと思いながら聞いておりました。でも、こういう形で始まるというのでそれはやむを得ないかと思いますが、

私は議事録の第3条の第2項、第3項はいかがなものかという気がするのですが、ここについてなぜこんな規定になるのか、どういう意味なのかというのがよくわからないので御説明いただければと思います。

○石川委員長 ありがとうございます。これについて事務局、お願いします。

○東室長 原則公開ということではありますが、個人を誹謗するような部分があったりするということはほとんどないと思いますけれども、そういった場合は、その部分についてだけは削除させていただくといったようなことがあり得る場合を想定して書いたというそのぐらいのことです。

○石川委員長 委員長ですが、今、事務局の御説明は、削除する場合もあるという御説明でしょうか。基本は発言者の氏名を載せるが、場合によっては載せない判断もあり得るということですか。

○東室長 それは今申しましたように、委員長の判断になるわけですが、会議にとって必ずしも必要でない個人的なことが仮に出た場合には、その名前を出された方の名誉もありますし、そういった配慮は必要かなといったところで書いてございます。

○石川委員長 委員長です。

確認ですが、議事録は各委員に事前に配付して、例えばケバ取りであるとか表現の最小限の手直しですとか、ここは個人的な事柄に関わることなので削除するといったような一定の柔軟性を各委員の御自身の判断でしていただいてというのが原則かなと思うのですが、その上で、なおかつ委員会として委員長として判断しなければいけないときに限ってそのように対応させていただくということによろしいでしょうか。

○東室長 結構だと思います。

○石川委員長 各委員、いかがでしょうか。それで御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この運営規則につきましてほかに何かございますか。

石野委員、どうぞ。

○石野委員 たびたび済みません、石野です。

石川委員長にお願いがあるのですが、私は聞こえませんので手話通訳を見えています。発言はゆっくり、2人以上のやり取りになりますと誰の発言なのか紛らわしくなりますので、個人名を発言した後に内容をお話していただきたいと思います。お願いいたします。

○石川委員長 委員長です。

大変失礼しました。この委員会の議事を始める前に、そのルールについて申し上げるべきでした。発言の際には御自身のお名前をまず述べていただいてから発言する。そういう原則でお願いしたいと思います。私もそのようにしたいと思いますので、御

協力をよろしくお願ひいたします。

先ほどたしか土本委員からのファックスというお話を仄聞したように思うのですが、これはここに関わりますでしょうか。

○東室長 事務局の方から読ませていただきます。土本委員は、ピープルファースト北海道の代表でありまして、知的障害の立場からファックスをいただいております。

「第1回目の「障害者政策委員会」は出られません。実行委員長はほかの委員の人たちに任せます。

政策の進め方なのですが、「障がい者制度改革推進会議」で土本秋夫が提案し、確認をしたイエロー、レッド、水色のカードを、政策委員会でも難しい言葉や文書についてカードを出してもいいのかを確認していただけますようお願いいたします。

話し合っ、て、いっぱいになって、知的の障害を持っているとついていられないことがあるときがあります。そのときでもカードや言葉で伝えていきたいです。全体的にもわかりやすく進めていただければと思います。

2012年7月10日、ピープルファースト北海道、土本秋夫。」

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。委員長です。

土本委員からの御希望につきましては、運営規則第2条2項の情報保障に関わる必要な配慮の御要望と判断いたしまして、本委員会でもイエローカード等の使用をお認めすべきと考えますが、御承認いただけますでしょうか。

(拍手)

○石川委員長 ありがとうございます。ほかにこの運営規則についてございますか。門川委員、お願いします。

○門川委員 ありがとうございます。門川です。

既にごあいさつの中でも申し上げたとおり、私自身、聴覚と視覚の重複障害者です。盲ろう者としてこの委員会に参加させていただきます。ですが、皆さん御存じかと思いますが、盲ろう者の特性から、特に情報へのアクセスとコミュニケーションの面においては非常に大きなバリアがありまして、私自身盲ろう者としてこの委員会に参加するのですが、委員会に皆さんとともに円滑な議論に参加していくためには、やはり1人の負担としてはちょっと大きいかなと思っています。

特に指点字で情報にアクセスしますし、議論に加わるためにも通訳が必要です。また、発言のときには、私の声を通訳者が復唱するという形をとらなければ皆さんに私の発言が伝わらないことがあります。そこでいろいろと考えているのですが、同じような立場の盲ろう者、もう一人の盲ろう者にオブザーバーとして加わってほしいということです。具体的には同じ盲ろう者で、かつ東京大学教授でいらっしゃる福島智さん、彼に是非オブザーバーとして加わっていただいて、私のフォローとかをしていただければありがたいなと思っています。

つまり、盲ろう者は2人合わせて一人前と理解いただければうれしいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。委員長です。

門川委員からの要請がございまして、指点字で濃密な議論にこのスピードに対応していくのは非常に大変である、ごもっともなお話でございます。それで、福島先生にアシスト役あるいはサポーター役をお願いしたい、オブザーバーという立場でというお話でございました。これは運営規則で言いますと2条の2項に入るかどうか微妙なので、6条に必要と思われるときには委員長が適切な対処を行うというのがございますので、この6条を用いまして、福島オブザーバーに門川委員を補佐するという立場でこの委員会に御参加いただくということを提案させていただきたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

(拍手)

○石川委員長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 オブザーバーは構いませんけれども、行使できる票数は1票ということは明確にしておいていただければ。オブザーバーということでもって2人分発言されたのではかなわないので、2票分にならないということは明確にしてください。

以上です。関口でした。

○石川委員長 委員長です。

2人で1人というのはそのような意味でおっしゃったかと思しますので、それで門川委員、よろしいですね。

○門川委員 はい。

○石川委員長 なお、オブザーバーとは言いましたけれども、門川委員の発言を補足するといったような意味合いで福島オブザーバーの発言をお認めしたいと思いますが、この点についても確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○石川委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、福島オブザーバー、門川委員の隣の席は空いておりますでしょうか。メインテーブルの方にお移りいただきたいと思えます。

新谷委員、どうぞ。

○新谷委員 新谷です。

先ほど石野さんからもお話がありましたけれども、今、いいですかと皆さんに賛否を問う場合はタイミングを下さい。要約筆記がいいですかと上がる前に皆さん拍手しても、なぜ拍手しているのか全然わからないので、賛否を問う場合はタイミングを取っていただくようお願いいたします。

○石川委員長 委員長です。

承知しました。この辺のタイミングの感じが見えないとわからないところがありまして、少し間を取るように心がけますが、もし早い場合はまた遠慮なくおっしゃっていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、次に、次第の7、差別禁止部会の設置についてということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○東室長 担当室の東です。

差別禁止法の検討状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。御存じのとおり、「障がい者制度改革推進会議」が平成22年6月にとりまとめました第一次意見に基づきまして、政府におきましては「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」と題する閣議決定をいたしております。

それによりまして、「障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成25年常会への法案提出を目指す。」となっているところであります。

これを踏まえまして、推進会議の下に差別禁止部会を設け、平成22年11月以降、現在まで21回にわたって議論を重ねてまいりました。部会の議論におきましては、諸外国の法制度についてのヒアリングに始まりまして、差別禁止法自体の必要性、差別のとらえ方とかその類型といった総論的な議論、その上で雇用・就労、司法手続、選挙、公的施設及び交通施設の利用、情報、教育、日常生活といった各分野における議論をいたしまして、平成24年、今年の3月には中間的な論点整理をしておるところであります。

その後、ハラスメント、欠格事由、障害を持つ女性といったテーマで議論いたしまして、最後には被害を受けた場合の救済の在り方について議論を行いました。その上で、既に6月からはまとめの検討に入っているところであります。

今般、推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして本委員会が発足したことに伴いまして、差別禁止法の在り方の検討の場も推進会議から政策委員会に移るといったこととなります。

平成25年の通常国会に法案を提出するためには、この夏にはその在り方についての一定のまとめが必要であると考えております。本委員会においても議論していただく際には、推進会議の部会における議論を参考にさせていただければと思っております。

また、政策委員会では、新たな障害者基本計画についても並行して検討する必要がありますので、差別禁止法の在り方の検討を専門的、集中的に行うために専門の部会を置く必要があると考えているところであります。

資料4はそういったことにかんがみまして、「差別禁止部会の設置について（案）」ということで示させていただいている資料でございます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。推進会議の方で進めていただいております差別禁止法の原案の策定、中間報告まで行っておりますが、最終的なまとめはこの政策委員会の下で差別禁止部会を組織して、そこで行うというのが原案でございます。これについて御意見ございましたらお願いいたします。

御意見がございませんので、この基本的な方針について御承認いただけたものと考えさせていただきます。

そういたしますと、委員会運営規則の第5条の3項によりまして、部会の委員は委員長が指名するということになっております。差別禁止部会長は、これまで推進会議において差別禁止部会の座長としてとりまとめに御尽力をいただいております棟居委員にお願いしたいと存じます。

棟居先生、よろしくお願いいたします。

○棟居委員 棟居です。

謹んでお受けします。よろしく申し上げます。（拍手）

○石川委員長 委員長です。ありがとうございます。

そのほかの委員につきましては、あるいは専門委員も含めまして、棟居部会長と相談の上、後日、事務局を通じまして報告させていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の8に移らせていただきます。基本計画の検討の進め方につきまして、事務局から議論の前提として現在の障害者基本計画について説明をいただければと思います。

○東室長 担当室の東でございます。

障害者基本計画につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

障害者基本計画と申しますのは、障害者基本法第11条に基づいて定められるもので、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される障害者のための施策に関する基本的な計画であります。我が国における障害者に関する長期計画は昭和57年に国際障害者の10年の国内行動計画として長期計画が策定されたのを皮切りに、更に平成5年からおおむね10年間を計画期間として新長期計画が策定されております。

そして、現行の障害者基本計画は、平成14年に策定されておまして、計画期間が平成15年から24年度までとなっております。今年で終わりということになっているわけですね。

現行障害者基本計画の内容としては、項目としては、「はじめに」「基本的な方針」「重点的に取り組むべき課題」「分野別施策の基本的方向」、最後に「推進体制」といった5つの大きな項目で成り立っております。

この中で「基本的な方針」につきましては計画の理念とか考え方、各分野に共通し

て求められる横断的な視点といったものが掲げられておりますし、重点的に取り組むべき課題としては、計画の内容の中で、言わばポイントとなるべき部分を取り上げております。「分野別施策の基本的方向」としては、各分野において取り組むべき事柄を記述しております。こういう中身でできております。

今回、新たに障害者基本計画の在り方の検討が求められているわけですがけれども、今回につきましては、先ほど話が出ていたと思いますけれども、障害者権利条約が求める基本的な考え方とか、平成 22 年 6 月と 12 月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」であるとか、更には、昨年 7 月に成立しました改正障害者基本法が示す内容や方向性、そういったものを踏まえて議論していただくことになろうかと思っております。

また、そうやって議論してできましたその上で、政府の方で策定された障害者基本計画は、政策委員会がその実施状況を監視して、必要に応じて勧告を行っていくベースとなるわけですので、そういったことも念頭に置いて検討することが重要かと思っております。

○石川委員長 ありがとうございます。以上の説明につきまして御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 大変大事な今日の議案のポイントかと思っておりますけれども、1つはスケジュールです。これは大きな中身です。しかし、来年度から新たな 10 年の基本計画が始まるということで、どういう段取りでこれはつくっているのか。従来の過去 3 回を見ていると、大体年内にまとめて、そして翌年度から向こう 10 年間行っています。今後のスケジュールもありますので、基本計画をまとめていくスケジュールの大綱を伺いたいと思っております。

もう一点は、やはり新しくつくることの前に、来年 3 月までに残っています今の 10 か年の計画、これの到達点、あるいはさまざまな反省点もあると思っております。おっしゃったように、権利条約だの、あるいは基本法、閣議決定等、こういった 1 つの骨子に照らしてみながら、現行の長期計画の大きな総括をどうするのか。ここら辺はこれからだと思うのですがけれども、この現行の総括と大きなスケジュールを 2 つ質問させていただきます。

○石川委員長 藤井委員、ありがとうございます。2 点御質問がございました。

短い期間の中で時間が限られております中で、本委員会としまして調査、審議、意見具申を、しかもできるだけ充実した内容のものをお出ししなければいけないということですが、これについて具体的な方法論等について事務局で提案があれば御説明ください。

また、10 年間の現在の障害者基本計画についての総括評価、これについて本委員会としてどのように取り組むのか、その方法論についても事務局の方で原案があれば

お示しいただければ幸いです。

○東室長 担当室の東です。

資料5を開いていただけませんか。「新たな障害者基本計画の在り方に関する検討の進め方（案）」といったものを提出させていただいております。

現行の障害者基本計画が本年度までの計画期間となっております。したがって、25年度以降の基本計画を策定していく必要がありますけれども、資料5は検討の進め方（案）といったものを示しております。

具体的な進め方といたしましては、基本計画の全体像とか総論的な議論は本委員会の委員全員で議論を行う。しかしながら、基本計画の全分野を委員全体で議論を行うということになりますと、かえって十分な議論ができないといったおそれも感じております。

したがって、各論についての検討は分野を幾つか小分けして、小委員会方式で検討できればと思っております。委員は勿論いずれかの小委員会には属するということになります。

それぞれの小委員会に属する委員及び座長は、各委員の希望を踏まえつつ、委員長が指名する。加えて、委員のほかに各分野に関係する有識者等を専門委員として参加していただくといったことも必要かと思っております。

具体的なスケジュールとしては、資料5にも書いておりますけれども、8月20日に第2回目の障害者政策委員会を開催しまして、そこで基本計画の全体像とか総論的な議論を行って、9～10月及び10～11月に課題を小分けしまして、9～10月分で議論する前半の課題のグループと、10～11月にかけて議論する後半のグループに課題を分けまして、それぞれ委員の方に入らせていただいて議論を進めていきたいと思っております。その上で、12月後半に小委員会での議論を踏まえた全体的な検討を進めていくといった予定で考えているところであります。

スケジュールについて大体今考えているところは以上のとおりであります。最も大事な点は藤井委員が指摘されましたように、現在の計画がどの程度進んでいるのかということについての検証であります。検証を本当に有効に進めるためには必要なデータといったものがきちとなければ現行の計画の進捗度合というのを評価するのはかなり難しい話であります。できる限りそういった評価も踏まえながら、新しい計画をどうつくっていくかといった議論をしていただければと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。事務局からは、現行の障害者基本計画の検証、総論的な部分と個々の分野についての検証を行いながら、新しい障害者基本計画の策定に当たっての調査審議、意見具申のための小委員会方式で前半と後半に分けて、各委員、前半と後半、それぞれ小委員会に属していただいて議論をしていただければ

どうかという御提案であったかと思えますけれども、これにつきまして委員からの御質問、御意見を受けたと思います。

お願いします。

○北野委員 めちゃくちゃ簡単な質問なのですけれども、1つは、今回今日が月曜日に開かれておりますね。8月20日と明確に日程が決まっておりますけれども、2回目が月曜日であると。そうしますと、今後私たちもスケジュール管理のことを考えますと、これから開かれる委員会というのは月曜日と基本的に考えていいのかどうかというのが1つです。

2つ目は、小委員会を9～10月に前半と、10～11月に後半と書いてあって10月が重なっているということは、月に2回以上あると判断していいのかどうか。それもしかかも月曜日と判断していいのかどうか。日程がある程度我々の頭に入れること、計算することが可能なのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

以上です。

○石川委員長 もし今日の時点でお答えいただけるようであれば事務局の方でお願いしたいのですが、8月20日の次回の委員会までにきちんと調整して答える方がよいということであれば次回まで待つていただくという選択もあろうかと思えます。いかがでしょうか。

○東室長 担当室の東です。

基本は月曜日に行いたいと思っております。ただ、会場予約とかそういう関係で取れない場合もあるかなと思っております。できるだけ次回までに、次回と言わずわかり次第、委員の皆様方には日程等をお知らせできればと思っていますところ。

頻度に関しましては、月に2回ぐらいは覚悟していただければと思っていますところ。

以上です。

○北野委員 了解しました。

○石川委員長 委員長です。

ほかに御質問、御意見はございますか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体協議会の伊藤です。

先ほどごあいさつのところで少し述べさせていただきましたけれども、今まで固定されたといいますか、そういう疾患、障害を中心に障害者施策というのは進められてきたように思います。今後、病気あるいはさまざまな形で症状が固定しない人たちも福祉の対象に入れていくという点では本当に活気的なことだと思うのですが、しかし、今までの議論を見ても、ずっと以前からの障害者施策に関わっている方々はさまざまなことで人的にも顔見知りなのでしょうし、いろんなことで御了解の時点があるのだらうと思うのですが、せっかくこの新しい観点から意見を述べようとしていて

も入っていけないようなものを感じる部分があります。

新しくできた政策委員会ですから、そこのところでは新しい分野の者もわかりやすいように、発言しやすいように、是非今後の議論では御配慮いただければと思います。

○石川委員長 伊藤委員、ありがとうございました。伊藤委員の御指摘を肝に銘じて、この委員会でも多様な立場からの御意見をできるだけ共有できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問。

石野委員、どうぞ。

○石野委員 ろうあ連盟の石野です。質問1点、要望1点ございます。

質問です。先ほど基本計画の御説明の中で小委員会を設けるという御説明がありましたが、とてもよいやり方だと思います。先ほど差別禁止法部会がございましたが、ほかにも新しい部会ができると思います。差別禁止法部会は今まで推進会議の中で議論を重ねて、インターネットでの会議の様子を見ておりました。理由は詳しくはわかりませんが、部会のメンバーの中に聴覚障害者がおりませんでした。盲ろう者もおりませんでした。聴覚障害に関わる話題のときに、当事者として参加して発言したいと歯がゆい思いをしたこともありました。

また、情報コミュニケーションに関して大切なことは、支援法の中で検討規定として加わっております。3年間で検討することは良いと思いますけれども、連盟としては、難聴団体とか盲ろう者団体と力を合わせて、昨年1年間、情報コミュニケーション法成立を目指して活動してきたという経緯があり、116万人の署名も集めました。皆さんに御理解はいただけていると思いますが、情報コミュニケーションに関する部会を設けるということも要望していきたいと思っております。

○石川委員長 石野委員、ありがとうございます。

○石野委員 質問と意見は結果的に合わせました。

○石川委員長 事務局からも説明がありましたが、部会と小委員会は実質的には同じ位置づけのもので、回数がそんなに多くないものを小委員会と呼ぶ程度の違いかだと思いますので、情報コミュニケーションにつきましても、1つの柱として小委員会の中で取り上げるということで石野委員、よろしいでしょうか。石野委員の御意見はそれで反映しますでしょうか。

○石野委員 はい。是非やっていただきたいと思っております。

○石川委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますか。

お二人お手が挙がっていますので、では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 日本社会事業大学の佐藤久夫です。

しっかりしたデータに基づいてこの10年を総括して次の10年の計画をつくるということで、データの提供を是非よろしく願いしたいです。障害者白書の中でもバリアフリーの駅がどれだけ増えたとか、いろんなデータはある程度あるわけですがけれど

も、障害者の生活実態がこの10年間でどういうふうに変化してきたかということについてはほとんどありません。できるだけ集めて提供していただきたいと思います。

その点では、この10年の計画に基づいて、雇用とか教育とかテーマ別に内閣府で数年間をかけてJDFの協力を得ながら調査してきたものがあるので、それを寝かしておくことなくポイントだけでもいいですので、資料として是非まとめて提供していただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。事務局、エビデンスといいますか、データの御提供について内閣府としてお持ちのデータ、各省庁で幹事、参加、出席していただいておりますので、各省庁のお持ちのデータなど集約して御提供いただくということではよろしいでしょうか。

○東室長 事務局の東です。

声が小さくなって申し訳ないのですが、できる限りデータは出せるものというか、こちらで集められるものを出したいと思いますが、なかなかお求めの視点に即したデータというものがちゃんとあるのかどうか、かなり不十分なものしかないといったような状況もあるだろうと思っています。そういった状況でありますけれども、可能な限り必要なデータは出していくという姿勢で臨みたいと思っています。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

次の委員会の内容かもしれませんが、検討の時間が限られますので申しておきたいです。過去の基本計画と今回の基本計画は、障害者権利条約を批准することを担保すべきという点で決定的に違うと思います。

そうしますと、障害者政策委員会や内閣府が注文を出して各省庁がそれをできないではなく、結果を出して障害者の尊厳や権利を担保することが求められます。したがって、障害者基本計画はこれまでと大分違う書き方が必要と思います。

つまり、権利条約を担保するには、各省の分野でどこまでできているか評価が必要でしょう。この委員会や障害者基本法と各省の所管がやや微妙かもしれませんが、障害者基本計画、障害者基本法は全体の窓口になる役割があります。権利条約は公知の話ですから、各省がどうしようとしているかを言っていてそれをヒアリングする。この10～20年でハード、制度はすごく進みましたが、現場にはまだまだ問題がある。基本計画の後半に短冊のように施策を書いて、各省がそれを持ち帰ってそれをしましたしていませんという従来の方法では、現場の問題が残ったままになる。これを今度はしてはいけません。この委員会の監視機能だけでなく、現場でもちゃんと監視していくことを施策に入れるといったことが必要ではないかと思っています。

もう一点、権利条約ができて6年、議論はじめて10年余ですので、これから作る基本計画がその内容を写し込むだけでは情けない気がします。日本発の、半歩でも1歩でも日本の独自性を反映させることが国際的な寄与になると思います。

例えば共用品があります。シャンプー容器にギザギザをつけてリンスと区別する日本発の方法です。障害当事者を含めてインクルーシブにつくってきまして、普及率、市場規模、国際標準化ともに日本が一番であり、リードしています。こういう例は他にも多くあると思います。総論の部分かもしれませんが、日本発という視点を入れる。障害者基本法になくとも基本計画で半歩進むことがあってよいと思います。問題提起として申しました。

○石川委員長 後藤委員、ありがとうございます。

事務局の方でこれについてございますか。

○東室長 新しいものをつくるわけですから、どういった点を重点に書くべきかといった御意見も当然権利条約の批准を踏まえるということは、権利条約の批准といった状況は前回にはありませんでしたので、やはり新しい非常に大きな視点だろうと思います。

そういうことを踏まえて、委員の検討の中で積極的な御意見をいただければと思っています。

○石川委員長 後藤委員、今の事務局からの説明でよろしいでしょうか。

○後藤委員 後藤でございます。ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質問、御意見はございますか。

関口委員、お願いします。

○関口委員 ありがとうございます。関口です。

後藤委員のおっしゃったことに非常に賛成でして、つまり、権利条約という要素を入れたときに基本計画はどうあるべきなのかということをやっと考えないと、基本法に基づいた基本計画をつくれればいいのかというだけだと、そもそも最初の閣議決定であるとか障害者制度改革の趣旨として、権利条約を批准するためにすべてをいろいろやっていくのだとあったはずで、そこはそのまま担保されていなければいけないと思うのです。

例えば具体的なことを申しますと、精神障害者は7万2,000人社会的入院がいらと言われていたのです。毎年2万6,000人ぐらい病死、病院で亡くなっているのです。そうすると、3年経つとその人たちはもういなくなっているはずなのですが、不思議なことにそれだけベッドが減っていないのです。新しくどんどん入っているという状態だと。そうすると、これは結果を出してもらおうようなことをやるために今度の政策委員会というのはあって、そのために多分調査とか何とかという権限があるのだろうと思うので、これは内閣府所管の法律ではありますがけれども、基本的な目標を定めたら、それに対して各省庁がきちんとそれをこなしていただくということを担保すると

いうこと。あるいは計画も含めて出していただくということもやった方が意味があるのではないか。あるいはそれをやらなければ意味がないのではないかと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。各省庁からも幹事という立場で政策委員会の仕事と各省庁を橋渡ししてくださる役割の皆さんがいらっしゃいますので、権利条約の批准にたえ得る基本計画をつくっていくという基本的な方針について、この委員会としてこういう合意ができればと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○石川委員長 ありがとうございます。それでは、そういう基本法に準拠しつつも、基本法を超えて後藤委員のお言葉をお借りするならば、権利条約さえもできるだけ凌駕するような基本計画を日本として胸を張ってつくっていくことに貢献したいと思います。

それでは、進め方につきまして以上の議論でよろしいでしょうか。

それでは、最後に、閉会ということで、ここで議題は以上となりました。

では、石野さん。福島さん、先にお願ひします。

○福島オブザーバー 福島です。

まだごあいさつをしていませんでした。門川さんのオブザーバーとして関わらせていただきます。御承知のようによくしゃべる人間ですので、オブザーバーではございますが、時々うるさいことを申し上げるかもしれません。今日は第1回目なので、早速一言申し上げたいのですが、野田総理は最初の方でお帰りになって、後藤副大臣もお帰りのようですが、中川大臣はいらっしゃる。園田政務官もいらっしゃる。けれども、私は申し上げたい。民主党さんはもう少し障害者問題を重く考えていただきたいと思うのです。法定の障害者、これまでの法的な定義での障害者だけで750万人。発達障害や難病の方を含めると1,000万人いるわけで、御家族などを含めると、すぐに3,000万、4,000万いくわけです。我々は30人ですが、30人の背後に3,000万人いるということ。

早晚、選挙がございませぬ。これ以上は申し上げませんが、是非民主党さんはもう少し障害者問題をしっかり考えていただきたいと野田総理にお伝えいただきたいなと思います。

本当は自己紹介のつもりでしたが、こんなことを言ってしまいました。私の本音です。これまでの2年間は何だったのかということ。是非皆さんこれを思い出しながら、この会議の議論を進めていければと思います。そして、大臣も是非本気で取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

石野委員、お願いします。

○石野委員 石野です。

私が聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、解釈が違っていたのか、ちょっとわからないので確認したいところがあります。政策委員会の案で2条の3番目、委員長に事故あるときにはあらかじめ指名する、職務を代行するとありますが、これは代理の職務を命ずるということは、副代表というか、副委員長、そういう立場になるのでしょうか。副委員長を今日決めなくてもよろしいのかどうか意見として出したいと思いました。

障害者政策委員会令の第2条の3項です。委員長に事故があるときにはあらかじめ指名する委員がその職務を代理するという部分です。

○石川委員長 ありがとうございます。何分予期せぬことで委員長を拝命いたしまして、今日すぐに委員長代理を指名することはなかなか難しいということで、数日間事故がないように気をつけますので、数日御猶予いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石野委員 石野です。

推進会議の場には必ず議長と副議長が並んでおられました。今回は委員長が石川先生ということで全面的に頼ることになるかと思いますが、委員長を補佐する意味で副委員長を選出しておくことは必要ではないかと考えております。

以上です。

○石川委員長 石川です。

委員長代理を複数の方をお願いしたいと考えておりまして、その際には、隣に座っていただいて相談させていただきながら議事を進めていきたいと考えています。

○石野委員 石野です。

今日決めるのが無理であれば、次の2回目のときに決めると理解してよろしいのでしょうか。

○石川委員長 石川です。

委員長代理は規則によれば委員長が指名して、それを御報告するという事になっていまして、それはできるだけ早く指名させていただき、委員会での御報告と承認は次回委員会とさせていただく。ただし、その前に事務局の方からメール等で御報告をしていただくということを考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。正式には次回の委員会で御承認をいただくということでいかがでしょうか。

○石野委員 石野です。承知しました。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで閉会とさせていただきますが、最後に中川内閣府特命担当大臣、ずっと御出席いただきありがとうございます。最後にごあいさつをいただきたいと

思います。

○中川大臣 御紹介いただきました、内閣府で特命担当大臣をしております中川正春です。改めて今日は本当にありがとうございました。

会議の進め方を中心にした出発点の議論を今日していただいたところではありますが、それでも、皆さんの気持ちをしっかり受け止めさせていただいて、それが伝わってまいりました。特に、障害のある皆さんがこうして政策の立案の中にしっかり関わっていただくということ、これがいかに大事かということをも改めて実感した次第でございます。

これから幅広い議論を展開していただくことを期待したいと思いますし、会議の進め方自体も非常に柔軟で、それぞれが思い切った議論をしていただけるような雰囲気でありましたので、これも期待していきたくて思っております。

担当大臣としても、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う、野田総理も申し上げましたが共生社会を実現していくことの重要性和、その一層の推進に向けて、今日改めて決意を新たにいたしましたところがございます。

併せまして、国の施策の推進とともにさらなる社会的な取組みの盛り上がり、あるいは国民意識の高まりということも大切なこととございまして、これについても頑張っていきたいと思っております。

新たな障害者基本計画の検討も、障害を理由とする差別を禁止する法制の検討も、今後の我が国社会のあるべき姿を描いていく上では、非常にスケールの大きな作業になってまいります。皆様方におかれましては、こうした社会の実現に向けて、障害者施策の一層の推進のために幅広い視点から御議論をいただきますよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。

私もできる限り参加をさせていただきたいと思っておりますので、これからよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○石川委員長 大臣、ありがとうございました。

最後に事務局の方から、既に次回の日程については話が出ておりますが、補足的に何かございましたらお願いいたします。

○東室長 特段補足はございませんが、次回はこういった項目でどういう小委員会を立ち上げるかというようなことも含めて議論をお願いしたいと思っております。テーマと詳細につきましてはまたメールでお知らせしますので、よろしく申し上げます。

今日はどうも本当にありがとうございました。

○石川委員長 以上をもちまして、第1回の「障害者政策委員会」を終了させていただきます。議事の不手際で若干遅れてしまいましたけれども、これにて1回目の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）